平成２３年（フ）第１１４６号
さいたま市南区文蔵４丁目27番14号　コーポしらさぎ101号室
債務者　星田宣奉こと　尹　　宣奉
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
埼玉県三郷市上彦名157番地25、旧住所埼玉県三郷市彦成２丁目29番地９
債務者　柳谷　　敦
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４２８号
埼玉県狭山市広瀬２丁目24番29号
債務者　新井　哲夫
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４４７号
埼玉県川越市大字小ケ谷219番地１　ビヨンド21α101号室
債務者　山崎　博子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９９９号
さいたま市西区大字宝来1474番地１　ペントハウス石井２Ａ
債務者　大和田かおる
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５２号
埼玉県桶川市大字上日出谷844番地の56
債務者　竹中　　進
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６４号
埼玉県川口市柳根町29番18号　レオパレス東浦和第７―203号、旧住所埼玉県川口市南前川１丁目８番18号　太田ハイツ202号
債務者　大野　晃央
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７７号
埼玉県川口市中青木４丁目１番13―203号　シャトール中青木
債務者　田名邉　ヘスサ　ベサグレ
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３７号
さいたま市南区四谷１丁目６番21号　301号
債務者　福田　智江（旧姓引地）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
埼玉県吉川市道庭２―５―９　プリムヴェール弐番館205号田中方、住民票上の住所埼玉県吉川市大字中曽根798番地、町名地番変更後の住所埼玉県吉川市美南５丁目20番地10
債務者　重盛　淳実
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
埼玉県春日部市藤塚1977番地42
債務者　大室真奈美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３３７号
埼玉県八潮市中央２丁目５番地５　第三大広ビル１Ｆ
債務者　田久保広行
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３４６号
埼玉県春日部市緑町１丁目14番21号　レオパレス緑町Ⅱ308号
債務者　吉見　　豪
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３５１号
埼玉県三郷市彦成４丁目みさと団地第２街区第14号棟第405号室、住民票上の住所千葉県野田市尾崎2222番地の18
債務者　佐藤千恵子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３５３号
埼玉県春日部市南中曽根1123番地３　メゾン立野202
債務者　水越　光枝
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３４７号
埼玉県川越市旭町１丁目18番地22　タキシマハイツＢ１－５号室
債務者　越石　光浩
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３４８号
埼玉県川越市旭町１丁目18番地22　タキシマハイツＢ１－５号室、前住所埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入301番地１
債務者　越石　直美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日までさいたま地方裁判所川越支部